

令和7年6月6日

養父市議会議長 谷 垣 満 様

総務文教常任委員会

委員長 西 田 雄 一

### 総務文教常任委員会調査報告書

閉会中において、本委員会の所管事務につき調査したことを次のとおり報告する。

#### 記

- 1 調査年月日 令和7年5月12日（月）
- 2 調査事項 病児・病後児保育について
- 3 調査内容

本常任委員会は、養父市が病児保育事業を業務委託している養父市病児保育センター「ほわほわ」の受託者であるNPO法人子育て支援団体りとるめいと  
の代表と保育士、及び病後児保育を実施している「たいようこども園」を運営  
する社会福祉法人太陽福祉会の理事長を招き、その現状と課題について調査し  
た。調査は、こども・夢・えがお部出席のもと、各代表との意見交換の後、当  
局との質疑応答という形で行った。

#### 病児・病後児保育の概要と経緯について

病児保育は、昭和40年代に小児科医院や乳児院を中心に、病気の回復期など  
に乳幼児を一時的に預かるという形で始まった。その後、少子化や共働き世帯  
の増加に伴い、就労と子育ての両立支援として、平成24年に子ども・子育て支  
援法が制定され、病児保育が法的に国の事業として制度化された。養父市にお  
いては、社会福祉法人太陽福祉会が「病後児対応型」を平成16年4月に開設し、  
「体調不良児型」を令和2年4月に開設した。また、養父市が病児保育センタ  
ーを「病児対応型」として令和元年6月に開設し、現在に至っている。

令和6年度の延べ利用者数は、令和2年度と比較し、病児対応型は692.3%の  
増、病後児対応型は207.4%の増、体調不良児型に至っては830.6%増となっ  
ている。なお、障がい児の受け入れも可能である。

#### 病児・病後児事業の現状と課題について

今後、利用者がさらに利用しやすくなるために、どのような課題があるかに

ついて調査したところ、当局が実施した未就学児及び小学生の保護者を対象にしたアンケートによると、回答のあった保護者の約半数（52.4%）が看護は親が行うべきとの回答であったが、一方、約4割（40.1%）の保護者が病児・病後児を他人に看てもらうのは不安という意見があった。市は、こうした不安を払拭していくとのことであった。

また、緊急時、利用者に不安がないようスタッフが十分に対応できる体制になっているかについて調査したところ、国の要綱では、病児保育型においては、病児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置することとしている（病後児型も同様）。このため、病児保育センターでは、定員6名に対し、保育士を2名、看護師については公立八鹿病院との委託契約により日に3回訪問看護を行なうなど、運営に支障がないよう職員を配置している。

なお、体調不良児型の国の要綱に基づく職員配置要件は、看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2人程度となっている。

#### まとめ

「病児・病後児保育事業」は、生後6か月以上小学校及び義務教育学校6年生以下の児童を持つ保護者が、勤務等により家庭で保育することが困難である場合などに安心して勤務が続けられる、子育てと就労の両立の支援を目的とする子育て支援ではあるが、事業所等にはあまり“なじみ”がないのが現実であり、各事業所などにも当事業の普及・周知活動を行わなければならないのではないか。

今後においては、「日本一子育てをしやすい養父市」にあつて、先の事業に加え、育児休業やワークライフバランスの推進など、仕事と家庭が両立できる働きやすい環境づくりを、養父市民全体で取り組んでいかなければならない。